

山形市地籍調查事業計画

(令和6年度~令和11年度)



令和5年7月

山形市農林部 農村整備課 地籍調査室

第	1章	山形市地籍調査事業計画見直しの背景と目的	1
第	1. 2. 3. 4.	地籍調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第	1.	出 山形市地籍調査事業の実績と課題・・・・・・・・・・1 地籍調査事業の実績 地籍調査事業の現状と課題	2
第	1. 2.	近 山形市地籍調査事業計画見直しの基本方針1 第7次国土調査事業計画(令和2~11年度)の概要 山形市地籍調査事業計画見直しの考え方 山形市の見直し方針	4
第	1. 2. 3. 4. 5.	五 山形市地籍調査事業実施計画・ 2 計画の期間 調査実施区域の選定基準 調査実施地区の選定 年次計画 目標値 計画の見直し 山形市地籍調査事業 計画区域図	3
参	1. 2. 3. 4. 5.	2 第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日 閣議決定)の概要登記所備付地図作成事業の概要急傾斜地崩壊危険個所調査表<抜粋>山形市地籍調査事業計画(平成17年度策定)山形市土砂災害ハザードマップ山形市洪水ハザードマップ	8

第1章 山形市地籍調査事業計画見直しの背景と目的

山形市の地籍調査事業は、昭和39年度から昭和45年度にかけて15.50k㎡を調査しておりましたが、土地改良事業(ほ場整備事業)等を優先することとしたため、昭和46年度以後は休止としておりました。しかしながら、平成17年度に境界トラブルの未然防止及び災害復旧の円滑化などを目的とした「山形市地籍調査事業計画」を策定し平成18年度から事業を再開し調査を進めております。調査対象区域は市域全面積から国有林等を除いた約240k㎡を計画期間の平成18年度から平成41年度(令和11年度)までの24年間で完了の計画となっておりますが、18年を経過した令和5年度末の見込では、進捗率が12.9%にとどまっており、計画期間の見直しは避けられない状況となっています。

また、国では、令和2年5月に第7次国土調査事業十箇年計画(令和2~11年度)を策定しており、その計画の中では、地籍調査による政策効果を考慮し、より効果的な地籍調査が実施されるよう、防災対策や社会資本整備等の施策と連携する地籍調査を重点的に支援することなどを盛り込んでいます。

このようなことから、現在の「山形市地籍調査事業計画」においても、第7次国土調査事業十箇年計画の基本方針に沿って、優先的に進めるべき調査地域を明らかにするとともに、国が重点支援している五つの施策(防災対策、社会資本整備、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明対策等)との連携した地域の調査を優先的に進め、国の予算配分方針に合致する調査区域を柔軟に設定し、実現可能な計画に見直しをすることにより、地籍調査を着実に進めていくものです。

第2章 地籍調査の概要

1. 地籍調査とは

地籍調査とは、「国土調査法 昭和 26 年法律第 180 号 | に基づいて行われる調査の 1 つで、 一筆ごとの土地について、土地の所有者、地番、地目を調査し、所有者間での境界確認に基 づき、境界の位置と面積を現代の測量技術を活用しながら、その土地の測量を行い成果とし て地図と簿冊を作成するための調査です。

その地図は、「地籍図」といい、一筆ごとの土地の境界を国家基準点(電子基準点、三角点 等)から測量成果を図化したものです。また、簿冊は、「地籍簿」といい、一筆ごとの土地の 所在・地番・地目及び面積、並びに所有者についての調査結果を記載したものです。

この成果の地籍図と地籍簿は、閲覧・確認を経て、登記所に送付され、登記所において「地 籍簿 | をもとに登記簿が書き改められ、「地籍図 | を備え付けられます。また、地籍調査の成 果は個人の土地取引から公的機関による地域の整備まで、土地に関するあらゆる行為のため の基礎データとして活用されます。

地籍調査とは、いわば「土地に関する戸籍」を正確に登記することです。

地籍調査のイメージ





2. 地籍調査の必要性

土地を売買したり、相続に伴って分筆したり、公共用地に必要な部分を取得したりする場合、必ず土地の正確な地籍(地番・地目・境界・所有者)が必要となります。地籍の情報は、登記所に備え付けている地図と簿冊(登記簿)とによって表されておりますが、これらの記録は、未だに明治初期の地租改正事業の調査記録を基礎としたものが多く、面積等は正確でないことはよく知られております。

特に当時作成された字切図は、経緯度との関連付けもなく、土地の区画が正確に表わされていないことや、実際の土地の状況と登記簿の内容が合致していない場合があります。 地籍調査が実施されず、このような状況が依然放置されている地域では、市民の土地を守ることができないばかりではなく、紛争の原因にもなり、また、土地に係わる多くの行政活動や経済活動に支障を来たし、無駄を生じたりしています。

地籍調査とは、土地の最も基礎的な情報である地籍を明らかにし、その結果を記録する ことにより、このような状況を改善することを目的としています。

3. 地籍調査の効果

1) 境界をめぐるトラブルの未然防止

土地所有者間で合意のうえ確認された境界をもとに「地籍図」を作成することから、 土地の境界をめぐるトラブルの発生を、未然に防止することに役立ちます。

2) 土地所有者の負担なしで登記簿記載事項の修正

土地所有者の負担なしで、地籍調査により地番・地目・面積の変更、分合筆及び所有者 の表示の変更等、現況と登記簿の違いを正確に直すことができます。

3)土地取引の円滑化

正確な土地の状況が登記簿に反映され、安心して土地取引ができるため、経済活動全体の円滑化や活性化につながります。

4) 課税の適正化・公平化

土地の所在・地目・面積・境界及び所有者が明確になるため、固定資産税の課税が現地の現況に即して行われ、課税の適正化が図られます。

5) 建築物の敷地に係る規制の適用の明確化

土地一筆ごとの境界を明確にした大縮尺の地図が作成されるため、建築物の敷地に係る規制の適用を明確化することができます。

これにより、都市計画制限に係る相談や建築確認等の事務もスムーズに行うことが可能となります。

6) 公共物管理の適正化

公共物の敷地の境界が明らかとなり、道路台帳など各種公共物の台帳整備に役立ので、 境界確認申請への効率的な対応が可能となります。

7) GISによる多方面での活用

数値データによる大縮尺の地図が作成されるため、GIS構築のデータベースとして利用でき、一筆ごとの地籍情報を、位置の基準となる様々な属性情報と結びつけて利用することができます。

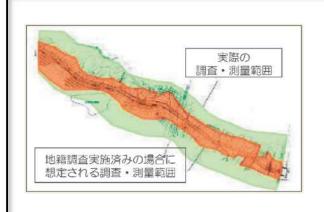
8) 開発事業の円滑化

地籍調査を実施していると、土地の境界確認等が容易にできるため、開発事業を実施 する際の事前調査や測量に要する時間及び経費等が節減されます。



9) 公共事業の円滑化

地籍調査を実施していれば、土地の境界確認等を容易に確認でき、計画当初から取得 すべき土地の正確な境界や面積を把握することで状況をふまえた計画立案が図られます。 また、境界を現地復元することにより、円滑な用地取得が行われ各種の事業推進に寄与 されます。



	実際の事例	地籍調査が 行われていれば
対象面積	150,000mi	80,000㎡(47%減)
要する期間	3年	1年(67%短縮)
要する費用	30百万円	10百万円(67%減)

左の事例では、仮に地籍調査が終わっていれば 80,000㎡の用地測量で済んだと想定されますが、実際 には約2倍近くの 150,000㎡の測量と土地所有者等と の調整が必要となったものです。

(出典:「地籍調査はなぜ必要か」国土交通省)を加工して作成

10) 災害復旧の迅速化

地震・土砂崩れ等の災害が起きて自分の土地が分からなくなっても、地籍調査を実施 していると、地球上の座標値に基づき元の位置を容易に復元することができるので、迅 速な復旧に役立ちます。



自然災害の事例

近年、想定を超えた大雨による土砂災害や、巨大地震による津波被害などで激甚災害となる自然災害が発生しております。

参考1 平成26年8月の広島県広島市での土砂災害状況



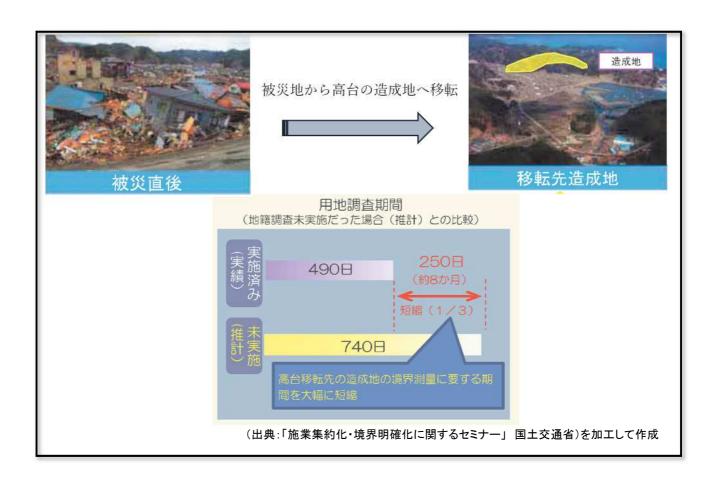
参考2 令和2年 全国の土砂災害発生状況

令和2年7月に西日本から東日本にかけて広い範囲で記録的な大雨をもたらした7月豪雨は、山形県最上郡で土砂災害を引き起こし、全国においても約1,300件以上の土砂災害を発生させております。



参考3 災害復旧及び復興の迅速化

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、地震や津波により甚大な被害を引き起こしましたが、東北地方は地籍調査が比較的進んでいたため、復旧・復興活動に際し地籍調査の成果が大きく貢献し、全国的にも地籍調査の重要性が再認識されました。



4. 地籍調査の進め方



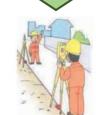
①地元説明会の開催

地籍調査を行う地域の住民の皆様にお集まりいただき、調査の内容や進 め方をご説明させていただきます。



②一筆地調査

隣接する土地所有者の皆さまに立ち会っていただき、境界、地番、地目などを調査します。土地の境界を確認しましたら、現地に境界標がない場合は その地点に境界標を設置します。



③地籍測量

境界標の位置を測量し、その位置の正確な座標値を求めます。



④地積測定·地籍図等作成

測量した境界の座標値をもとに、土地の面積を測定し、地籍図及び地籍簿を作成します。



⑤成果の閲覧・確認

作成した成果(地籍図及び地籍簿)に誤りがないか、土地所有者の皆さまに閲覧していただきます。この期間は 20 日間ですので、土地所有者の皆さまの最終確認をお願いします。



(1.00

⑥成果の認証・登記所への送付

国の承認及び県の認証を得て、法務局に送付され土地登記簿が書 き改められ、地籍図が備え付けられます。

(出典:「施業集約化・境界明確化に関するセミナー」 国土交通省)を加工して作成

地籍調査の工程

年度	工程	工程分類名称	工程分類内容
前年度	A工程	地籍調査事業計画・手続	事業計画及び作業規程の策定並びに実施 計画等の作成
	B工程	地籍調査事業準備	事業着手のための準備・補助申請等
	C工程	地籍図根三角測量	電子基準点などを基にして衛星測量により調査区域内に地籍図根三角点を設置 し、測量する作業
	D工程	地籍図根多角測量	一筆地測量の基礎とするため、基準点及 び地籍図根三角点等を基にしてトータル ステーション等を用い、調査区域内に多 角網を構成するような地籍図根多角点を 設置し、測量する作業
1年目	E工程	一筆地調査(現地立会い)	一筆ごとの土地について土地所有者等の 立会いのもと、登記簿及び公図を基にし て所有者、地番、地目及び筆界等を確認す る作業
	F工程	細部図根測量	地籍図根多角点等を基にして、トータル ステーションを用い調査区域内に多角網 を構成するような細部図根点を設置し、 測量する作業
		一筆地測量	土地所有者等に確認してもらった土地の 筆界を、地籍図根多角点等を基に一筆ご とに精密に測量する作業
	G工程	原図作成	測定された筆界点座標値の結果をもとに 原図を作成する作業
		地積測定	測量により求めた筆界点の座標を基に一 筆ごとに土地面積を測定する作業
2年目		地籍図・地籍簿案の作成	地籍図案、地籍簿案を作成する作業
	H工程	閲覧・校正	一筆地調査及び地積測定の結果に基づき 作成した地籍図と地籍簿の成果を 20 日 間閲覧に供して誤りがないか確認する作 業
3年目		調査結果の認証・登記所への送付	上記の作業における地籍調査の成果は、 県が審査し国土交通大臣の承認を得て、 県知事の認証を受ける。そののちに、地籍 図及び地籍簿を登記所へ送付する作業
4年目以降		成果の管理	登記所の地図及び登記簿が書き改められる。 市民及び事業者へ地籍図の交付及び公共 事業への活用など

5. 地籍調査の費用負担

地籍調査は、市町村等の地方自治体が中心となって実施しております。

市町村等が地籍調査を実施する場合は、調査にかかる費用については、事業費の 1/2 を 国が負担し、残りの事業費の 1/2 (全体の 1/4) を都道府県が負担しています。都道府県 や市町村等が費用負担する事業費の 80%は、国の特別交付税措置の対象となっています。



※国所管:国土交通省不動産·建設経済局地籍整備課

※県所管:山形県農林水産部農村計画課

※地籍調査に要する経費は、国・都道府県・市町村が負担しますので土地所有者の費用負担はありません。

ただし、現地立会いや閲覧のために係る交通費などは土地所有者の負担となります。

第3章 山形市地籍調査事業の実績と課題

1. 地籍調査事業の実績

平成 18 年度から令和 5 年度(見込)までの 18 年間の事業費は約 13 億 9 千万円で、調査対象面積 239.46 kmのうち 30.92 kmの調査を実施しており、進捗率は 12.9%となっています。

これまでの年度別の詳細は次のとおりです。

調査	新規着手調査地区	調査面積	調査前	補助事業費
年度	机况有于调宜地区	(km²)	筆数	(千円)
H18	船町、津金沢等	0.70	770	12,710
H19	船町、津金沢、松原等	1.19	1,233	21,640
H20	船町、松原、黒沢等	1.17	4,304	55,000
H21	船町、中野、南松原、黒沢、片谷地等	1.98	4,991	75,190
H22	見崎、今塚、境田町、沖町、長表、片谷地、谷 柏元下谷柏等	3.61	5,040	85,720
H23	成安、渋江、中野、天神町等、谷柏、長谷堂等	2.64	4,968	98,000
H24	長町、沖町、高田、下田、中野、谷柏、長谷堂、 二位田等	3.31	4,510	99,800
H25	中野目、灰塚、長谷堂、菅沢、柏倉、門伝等	2.69	5,229	113,000
H26	灰塚、渋江、漆山、村木沢、古舘、門伝	2.79	5,274	116,700
H27	渋江、漆山、若木、常明寺、古舘、村木沢等	1.77	4,279	100,775
H28	漆山、七浦、上反田、古舘、門伝、柏倉、沼木 等	1.39	4,330	100,360
H29	漆山、七浦、千手堂、沼木、飯沢、長苗代、羽 黒堂等	1.99	4,133	98,570
H30	漆山、青柳、新開一丁目、新開二丁目、沼木、 村木沢、飯塚町、石関等	2.55	4,346	102,766
R元	漆山、十文字、青柳、風間、飯塚町等	1.10	3,870	102,300
R2	飯塚町、上椹沢、下椹沢、西原一丁目、西原二丁目、志戸田、十文字、大森、青柳	0.91	2,988	53,210
R3	十文字、下椹沢、西原一丁目、西原二丁目	0.13	478	46,596
R4	青野、塔の前、十文字、上椹沢、下椹沢等	0.58	1,967	55,544
R5※	風間、青柳、下椹沢、志戸田	0.42	1,771	54,580
進捗率	(令和 5 年度末見込) 12.9%			
	30.92 km²(調査済面積) 239.46 km²(調査対象面積)	30.92	64,481	1,392,461

[※]令和5年度は、国負担金当初内示額

2. 地籍調査事業の現状と課題

1) 事業の進捗

平成 18 年度から事業に着手し 18 年を経過した令和 5 年度末の見込では、進捗率が 12.9%にとどまっており、事業計画の完了年度である令和 11 年度までの完了が困難で あり計画期間の見直しは避けられない状況となっています。

2) 事業費の確保

事業費の金額が調査の規模に反映されるため、国及び県負担金の確保が重要であるが、現行の事業計画では、国が新たに策定した第7次国土調査十箇年計画に掲げる重点施策と連携した予算要求が困難なことから、要望した事業費を満額確保することが難しい状況となっています。

3) 現行事業計画

平成 17 年度に策定した事業計画では、年間の事業費が約 4 億 5 千万円で、調査面積が約 10 kmの計画としておりますが、令和 5 年度末(見込)までの 18 年間の実績では、年間平均事業費が約 7 千 7 百万円、年間平均調査面積が約 1.7 kmにとどまっています。

4) 地籍調査が進まない一般的な要因

地籍調査の中で確認している土地の境界は、土地資産の基礎となる重要な情報であり、所有者など関係者の方々の合意の上で土地の境界を確認することが必要であります。近年、所有者等の権利意識の高まりなどにより境界の確認に非常に多くの時間を要するなど、調査には多くの時間と手間が必要になるという課題があります。

第4章 山形市地籍調査事業計画見直しの基本方針

1. 第7次国土調査事業十箇年(令和2~11年度)の概要

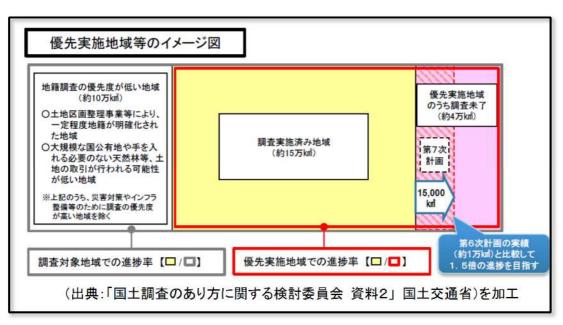
国では、喫緊の課題である人口減少等の進展に伴う土地利用ニーズの低下等を背景に土地管理不全や所有者不明土地問題が増加しており、生活環境の悪化やインフラ整備及び災害復旧事業の支障などが課題となっております。適正な土地の利用及び管理を確保するために、土地基本法等の一部を改正し地籍調査の円滑化と迅速化についても一体的に措置することが盛り込まれました。

令和 2 年度に策定している第 7 次国土調査事業十箇年計画には、計画期間である令和 2 年度から令和 11 年度までに全国で 15,000 k mの地籍調査を行い、調査対象地域全体において進捗率を 57%までに高める目標にしています。進捗率を高める措置を、1)、2)、3) に示しています。



1)新たな指標「優先実施地域の進捗率 |

○ 優先度の高い地域から地籍調査を実施するとともに、国民に対してその進 捗を分かりやすく説明する観点から、第6次国土調査事業十箇年計画におい て用いた「調査対象地域での進捗率」に加え、新たに「優先実施地域での進 捗率」を提示しています。



2) 関連する計画や事業との連携により、「地籍調査を円滑化・迅速化」



3)新たな調査手法の活用や地域特性に応じた調査手法の導入により、「地籍調査を迅速かつ効率的に実施」

所有者探索のための固定資産課税台帳の情報の利用、筆界案の公告による調査、地方公共団体による筆界特定の申請など、所有者不明等の場合でも調査を進められるような新たな調査手続の活用や、都市部における官民境界の先行的な調査(街区境界調査)、山村部におけるリモートセンシングデータの活用など、地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法の導入により地籍調査の迅速かつ効率的な実施を図ることとしています。



2. 山形市地籍調査事業計画見直しの考え方

1) 第7次国土調査事業十箇年計画(令和2~11年度) 第7次国土調査事業十箇年計画の基本方針に沿って見直しを行います。

2)類似事業との連携

人口集中地区 (DID) について、法務省 (法務局) が実施している登記所備付地図作成事業 [参考資料 P29] と連携を図りながら事業を進めることとし、調査対象区域のうち地籍調査事業で実施する優先実施地域を明らかにします。

人口集中地区(DID)

市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が1km あたり4,000人以上)が 隣接し、その人口が5,000人以上となる地域。

3)計画の期間

① 長期的な視点

上記で明らかにした優先実施地域は概ね20年間での完了を目指します。

② 事業実施計画の期間

事業実施計画は国の「第7次国土調査事業十箇年計画」の計画完了年次にあわせ 令和6年度から令和11年度までの6年間とし、その地域について調査順序及び進 め方を定めます。

4) 計画の見直し

- ① 国が次期の国土調査事業十箇年計画を策定した場合には、山形市地籍調査事業計画も国に沿った計画の見直しを検討します。
- ② 連携が可能な防災対策事業や社会資本整備事業等が計画された場合には、計画の見直しを検討します。

3. 山形市の見直し方針

国基本方針 1)

新たな指標の提示 地籍調査の優先実施地域※1を中心に地籍の明確化を推進する。

○ 優先度の高い地域から地籍調査を実施するとともに、国民に対してその進捗を分かりやすく説明する観点から、第 6 次計画において用いている「調査対象地域での進捗率」に加え、新たに「優先実施地域」での進捗率を提示。

新たな指標「優先実施地域の進捗率」

○ 進捗率〈全国〉

R元年度末 R11年度末

調査対象地域 5 2 % ⇒ 5 7 % 5 % 増 優先実施地域 7 9 % ⇒ 8 7 % 8 % 増

※1優先実施地域とは

土地区画整理事業等の実施により地籍が一定程度明らかになっている地域及び大規模な国・公有地等の土地取 引が行われる可能性が低い地域(防災対策、社会資本整備等のために調査の優先度が高い地域を除く。)を、地籍 調査対象地域から除いた地域である。

〈市見直し方針〉

現行事業計画では、平成 17 年度時点での調査対象区域をもとに山形市独自の進捗率を提示していましたが、国が新たに示した「優先実施地域」での進捗管理を実施するため、調査対象区域のうち、大規模な国・公有地や手を入れる必要のない天然林等土地の取引が行われる可能性が低い区域、地籍が一定程度明らかになっている区域、登記所備付地図作成作業と連携が見込まれる区域などは、優先度の低い区域とし、それ以外の区域を優先度の高い区域とします。

あわせて、登記所又は民間事業者等が、すでに精度の高い地図を作成し、登記所に不動産登記法第14条第1項地図を備え付けられた区域は調査済区域とします。

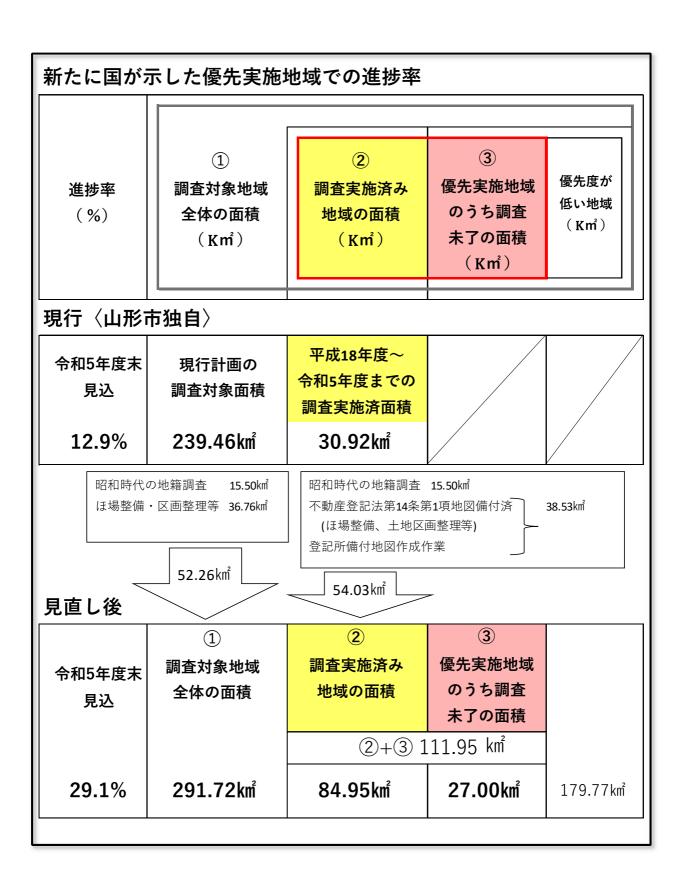
不動産登記法第14条第1項地図

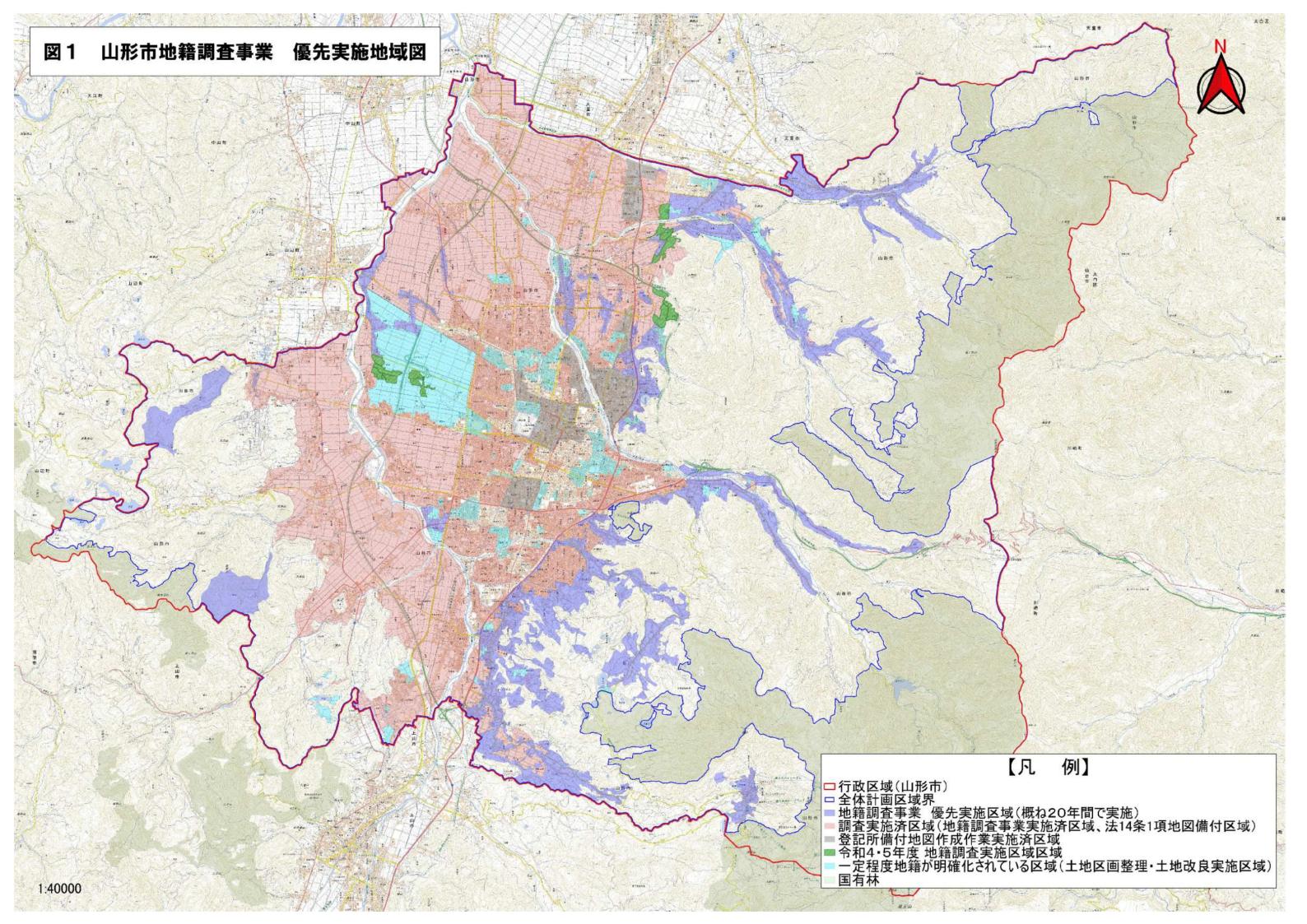
正確な測量及び調査の成果に基づき作成された地図であり現地復元能力を有する。国が定めた基準点を基礎として測量を実施すること、一定の精度を満たすことなどの条件を満たした地図。なお、不動産登記法第14条第4項では、この地図が備付けられるまでの間には「地図に準ずる図面」を備え付けることができると定められており「旧土地台帳附属地図」が備え付けられている。

- 1)調査実施済地域の整理・・・・・・・・・・・・・・・・84.95 km² ①地籍調査実施済区域(昭和 39 年度〜昭和 45 年度、平成 18 年度 〜令和 5 年度調査実施済区域)
 - ②不動産登記法第 14 条第 1 項地図備付済区域(国土調査法第 19 条 第 5 項指定ほか)
 - ③登記所備付地図作成作業実施済区域(不動産登記法第 14 条第 1 項 地図備付済区域)
- 2) 地籍調査の優先度が低い地域の整理・・・・・・・・・・ 179.77 km²
 - ①土地改良事業、土地区画整理事業により一定程度地籍が明確化 された地域(不登法第 14 条第 1 項地図は備え付けられていない が明治時代に備え付けられた地図が書き改められている地域)
 - ②大規模な国公有地や手を入れる必要のない天然林等、土地の取引が行われる可能性が低い地域
 - ③登記所備付地図作成作業との連携が見込まれる地域
- 3) 優先実施地域 (概ね 20 年間で調査完了を目指す地域)・・・・・27.00 km² 調査対象地域から調査実施済み地域及び優先度が低い 地域を除いた地域を優先実施地域とします。

市域面積	381.58 km^2	A
調査対象外面積		
国有林面積	$83.78~\mathrm{km^2}$	В
湖沼、河川面積	6.08 km^2	С
調査対象面積	$291.72~\mathrm{km^2}$	A - B - C = D
調査実施済み面積	$84.95~\mathrm{km^2}$	E
優先度が低い地域	$179.77~\mathrm{km^2}$	F
優先実施地域(令和6年度以	(降) 27.00 km²	D - E - F

[図1 山形市地籍調査事業優先実施地域図を参照]





国基本方針 2)

関連する計画や事業との連携により、「地籍調査を円滑化・迅速化」 政策効果の高い地籍調査の推進

重点施策 1.防災対策 2.社会資本整備 3.まちづくり 4.森林施業・保全 5.所有者不明土地対策

重点施策 1.防災対策

災害のおそれのある地域での地籍調査を重点的に支援 事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興事業の迅速化

〈市見直し方針〉

国が重点的に支援する土砂災害警戒区域[※1]、急傾斜地崩壊危険区域[※2]等の調査を推進します。そのほか、生活圏に広範囲な洪水被害のおそれがある浸水想定区域の調査を推進します。

※1 十砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律 57 号)に基づき、土砂災害による被害を防止、軽減するため危険の周知及び警戒避難体制の整備を行うため都道府県が指定した区域。

※2 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律(昭和44年法律57号)に基づき、急傾斜地の崩壊を防止するため、水の浸透を助長する行為等を制限するため都道府県が指定した区域。

なお、急傾斜地崩壊対策事業の対象となりえる保全対象人家戸数 5 戸以上又は公共的建物を記載した急傾斜地崩壊危険箇所調査表<抜粋>は参考資料 P31 参照。

重点施策 2.社会資本整備

社会資本整備の事業予定区域での地籍調査を重点的に支援 事業予定区域の土地の境界等を明確にし、用地取得を円滑化

〈市見直し方針〉

本市が将来実施する事業で境界が明確化されることにより、円滑に事業実施が可能になる区域の調査を推進します。(用地買収の有無を問わず、地籍調査により境界を確認することによって円滑な実施が可能な事業)

しかし、現時点では、本市が計画している街路整備事業等の社会資本整備事業との連携を検討しましたが、その区域は登記所地図作成作業での調査実施済区域等であるため、連携が可能な区域はありません。

なお、連携が可能な事業が計画された場合には、計画の見直しについて検討します。

重点施策 3.まちづくり

都市再生緊急整備区域、中心市街地活性化基本計画、立地適正化計画の指定地域等での地籍調査を重点的に支援

開発予定区域に存在する土地の境界等を明確にし、円滑な用地調整 を実施

〈市見直し方針〉

本市中心市街地については、これまでも法務省所管の登記所備付地図作成作業を実施し、不動産登記法第 14 条第 1 項地図を備え付けており、これからも登記所との連携を図ることにより地図備え付けが見込まれることから、優先実施地域から除きます。

重点施策 4.森林施業・保全

森林経営計画の策定地域等での地籍調査を重点的に支援 森林施業・保全やバイオマス発電などに必要な伐採や間伐、路網整備の円 滑な実施

〈市見直し方針〉

林地は、調査対象地が広大で、また現地が急峻な地形の場合も多いので、 効率的に調査を実施するためには、リモートセンシングデータを活用した新 たな調査手法の導入を検討する必要があります。調査技術の発展及び普及定 着の状況について情報収集をおこない実施時期について調査検討します。

重点施策 5.所有者不明土地対策

放置すれば所有者不明土地になり得る空き地、空き家等が多く存在する 地域等での地籍調査を重点的に支援

所有者不明土地の存在は治安悪化等の社会リスク

〈市見直し方針〉

山形市空家等対策計画と連携を図りながら調査を進める必要がありますが、 現時点では、空き家は市内全域に点在しており、地籍調査を重点的に進める 必要がある地域は存在しません。今後社会情勢等の変化により、地籍調査を 実施する必要が生じた場合は計画の見直しを検討します。

その他 6.山形市独自

地籍調査を実施することにより、本市公共用地の明確化が図られ円滑な 管理を行うことが可能となる地域

〈市見直し方針〉

上記の国の重点施策に合致するとともに、国の予算配分が見込める地域のなかで、地籍調査を実施することによって、本市公共用地の明確化が図られ、円滑な管理が見込める場合は、その地域の調査を進めます。

市道などの公共用地の境界明確化を図ることで、円滑な管理を行うことが可能となる滝山地区の一部について調査を進めます。

国基本方針 3)

新たな調査手法の活用や地域特性に応じた調査手法の導入により、「地籍 調査を迅速かつ効率的に実施」

〈市見直し方針〉

所有者探索のための固定資産課税台帳の情報の利用、筆界案の公告による調査、地方公共団体による筆界特定の申請など、所有者不明等の場合でも調査を進められるような新たな調査手続を活用し調査を実施します。

リモートセンシングデータを活用した効率的な調査手法については、既存の空中写真 等のデータ収集、利活用方法及び調査技術の発展等により普及定着した段階で活用の可 否及び林地の地籍調査への適用を検討します。

第5章 山形市地籍調查事業実施計画

1. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度~令和11年度までの6年間とします。

2. 調査実施区域の選定基準

優先実施地域27kmのうち、次の地区の調査を実施します。

※国の予算配分方針による優先配分(令和2年11月 国土交通省事務連絡)

- ①調査区域に社会資本整備事業が予定される区域が含まれる。
- ②調査区域に災害レッドゾーン(土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等)の区域が含まれる。

(1) 継続して実施する地区

現在、本市が調査を実施している地区のうち、国の掲げる重点施策と連携が可能となる土砂災害警戒区域が含まれる楯山地区及び浸水想定区域が含まれる金井地区については、引き続き調査を実施します。

(2) 国の重点施策に合致した地区

国の掲げる5つの重点施策のうち、市の見直し方針に記載のとおり連携が可能な防災対策を進めるため、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域が含まれる地区の調査を実施します。

特に、急傾斜地崩壊対策事業(急傾斜地崩壊(がけ崩れ)による災害から人命及び財産 を保全する事業)の対象地になりえる次の区域を重点的に実施します。

- ・人家戸数が5戸以上存在する区域
- ・公共的建物が存在する区域

(3) 本市公共用地の境界明確化が必要な地区

国が掲げる重点施策に合致するとともに、国の予算配分が見込める地域のうち、地籍調査事業を実施することで本市公共用地の境界明確化が図られ円滑な管理を見込める場合は、その地区の調査を実施します。

3. 調査実施地区の選定

優先実施地域のうち本計画期間の令和 6 年度から令和 11 年度に調査を実施する地区は次のとおりです。

地区は外の	とおりじり。			1
	(1)	(2)		(3)
地区	継続地区	国重点施策		本市公共用地の
		防災対策		境界明確化
			うち急傾斜地	
			崩壊危険箇所	
			人家 5 戸以上	
			公共的建物	
楯山地区	\bigcirc	急傾斜地	\circ	
※ 1		土砂災害		
		洪水災害		
金井地区	\bigcirc	洪水災害	_	
※ 2				
高瀬地区	_	急傾斜地	0	_
		土砂災害		
滝山地区	_	急傾斜地	\circ	\circ
		土砂災害		
山寺地区	_	急傾斜地	\circ	_
		土砂災害		
鈴川地区	_	急傾斜地	\bigcirc	_
		土砂災害		
東沢地区	_	急傾斜地	\circ	_
		土砂災害		
蔵王地区	_	急傾斜地	\circ	_
		土砂災害		
千歳地区	_	洪水災害	_	_

^{※1} 土砂災害警戒区域が含まれる風間地区について実施する。

^{※2} 浸水想定区域のうち浸水が発生した志戸田及び鮨洗地区について実施する。

4. 年次計画

- (1) 調査実施地区を次の順序で調査を実施します。
 - ① 現時点で調査を実施している楯山地区 (大字風間) 及び金井地区 (大字志戸田、大字鮨洗)
 - ② 本市公共用地の境界明確化が必要な地区
 - ③ 上記以外の地区については、平成17年度に策定した山形市地籍調査事業計画において定めた調査順序を基本としますが、国の方針に沿って土砂災害のおそれのある地区を最優先に実施し、そのあとに浸水被害のおそれのある地区を実施します。

	調査年度	調査地区	調査面積
1	令和6年度	楯山・高瀬・金井	$1.22~\mathrm{km}^2$
2	令和7年度	高瀬・滝山	1.27 km²
3	令和8年度	山寺・滝山	1.41 km²
4	令和9年度	山寺・鈴川・東沢	$1.37~\mathrm{km}^2$
5	令和 10 年度	東沢・滝山・蔵王	$1.32~\mathrm{km}^2$
6	令和 11 年度	蔵王・千歳	1.45 km²
計	6年間	9 地区	8.04 km²

(2) 調査区の設定について

将来的には調査対象区域の全域について調査を実施することとなるため、効率的な調査が可能となるように、防災対策及び社会資本整備事業に隣接する地域について登記所備付地図の状況を精査し、必要に応じて調査区域に含め、まとまりのある調査区を設定します。

また、1 調査区あたりの調査面積は、効率的かつ円滑に一筆地調査及び測量作業を 進められるよう 0.20 km²程度を基本とします。

5. 目標値

た巨し皮・	D進捗率 				山形市均	也籍調査事	業計画(R 6	~R11)		
	調査対象地域 全体の面積 (Km²)	調査実施済み 地域の面積 (K㎡)	優先実施地域 のうち調査 未了の面積 (K㎡)	優先度が 低い地域 (K㎡)	計画事業量				実施地域 進捗率	
			(KIII)			R5末	R11末	R5末	R11末	
	1	2	3		4	2/1	2+4/1	2/2+3	2+4/2+3	
令和5年度		2+31	11.95							
末見込	291.72km²	84.95km²	27.00km²	179.77km²	8.04	29.1%	31.9%	75.9%	83.1%	

(参考)

計画期間の目標値は次の表のとおりです。

	年 度		令和元年度末	令和5年度末	令和 11 年度末	令和 25 年度末
調査済面積 ⑤			81.59 km²	84.95 km²	92.99 km²	111.95 km²
	うち計画事業量				8.04 km²	27.00 km²
	調査対象区域	5/	28.0%	29.1%	31.9%	38.4%
	291.72 km^2	6	R 元年比	+ 1.1%	+ 3.9%	+ 10.4%
進捗率	優先実施地域※1	⑤ /	72.9%	75.9%	83.1%	100.0%
	111.95 km²⑦	7	R 元年比	+ 3.0%	+10.2%	+ 27.1%
	山林を除く調査対	(5)				
	象区域※2 164.92 km²⑧	/ ⑧	49.5%	51.5%	56.4%	67.9%

※1優先実施地域

市域から調査対象外の国有林、湖沼、河川を除く調査対象区域から、調査実施済みの地域及び次の優先度の低い区域を除いた地域。

(優先度が低い区域)

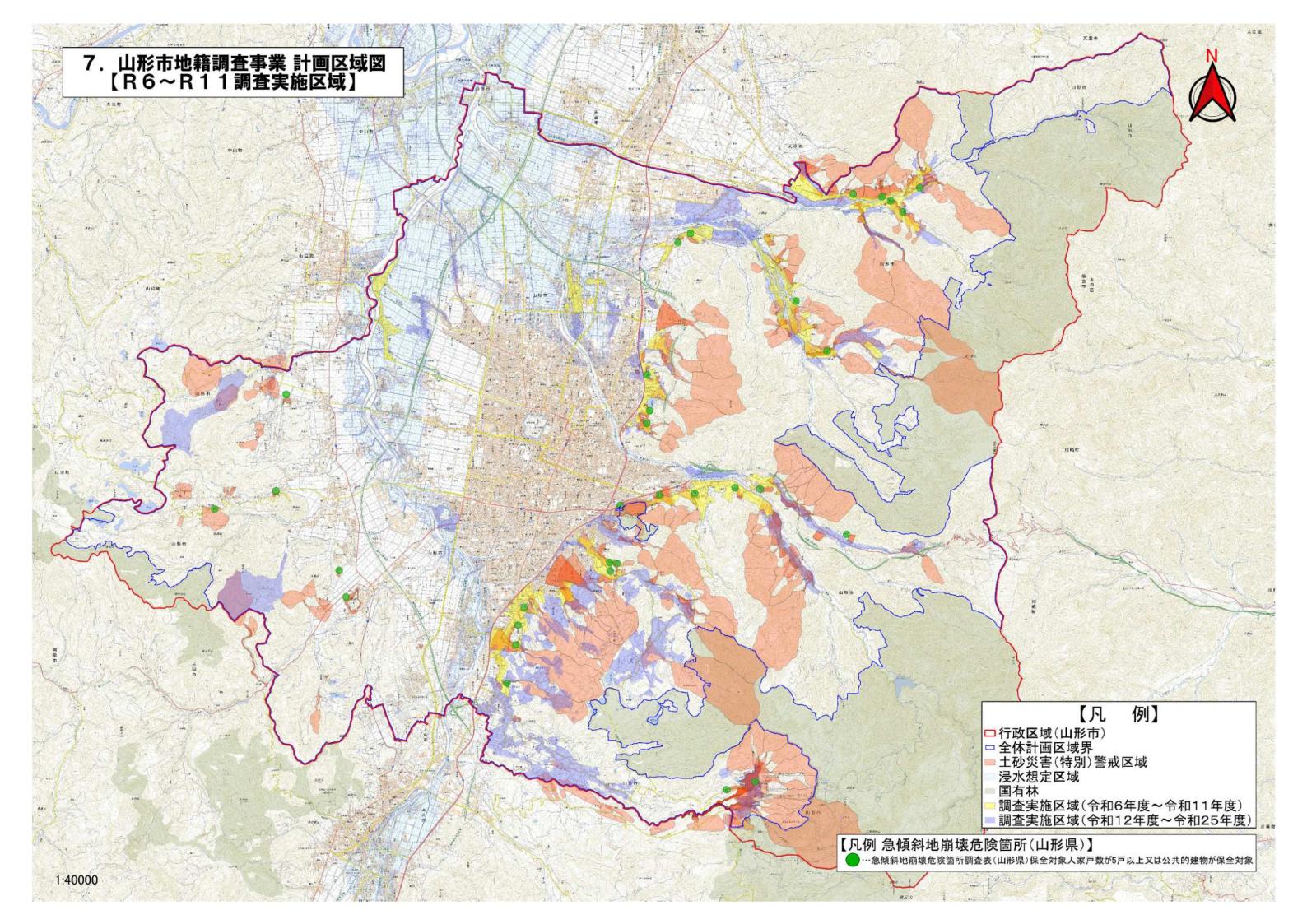
- ・土地改良事業等の実施により地籍が一定程度明らかになっている区域、
- ・大規模な国公有地など土地の取引が行われる可能性が低い区域
- ・登記所備付地図作成作業との連携が見込まれる区域

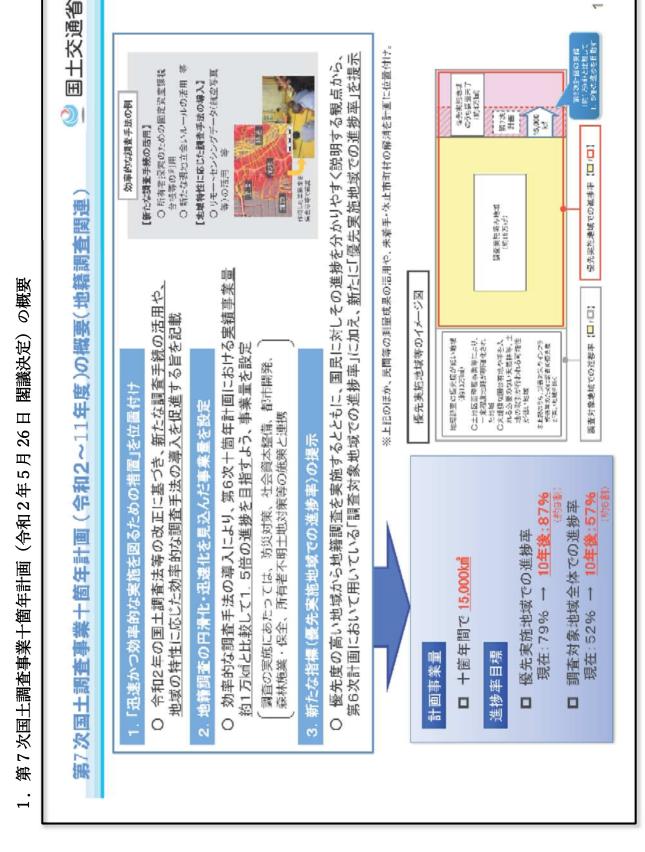
※2 山林を除く調査対象区域

調査対象区域 291.72 kmー山林の区域 126.80 km=山林を除く調査対象区域 164.92 km

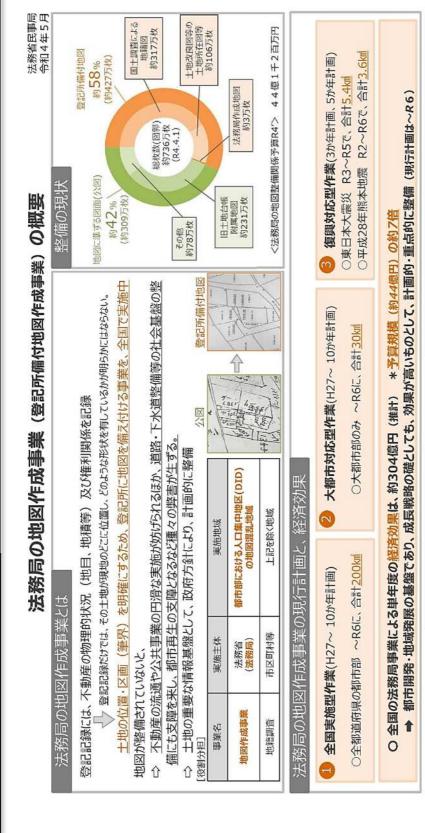
6. 計画の見直し

- (1)国が策定する次期の国土調査事業十箇年計画(令和 12 年度~)又は社会情勢の変化に対応する必要がある場合は見直しを検討します。
- (2)連携が可能な盛土規制法関連事業等の防災対策事業や社会資本整備事業等が計画された場合には、計画の見直しを検討します。





2. 登記所備付地図作成事業の概要





登記所地図作成作業について

登記所備付地図の整備は、地籍調査の実施のほかに、法務局地図作成作業等によって行われております。

山形市内を法務省(法務局)が実施した区域は次のとおりです。

実施年度	実施区域
昭和 56 年度	大字漆山ほか
平成 14 年度	双月町二丁目
平成 17 年度	薬師町二丁目
平成 19 年度	印役町二丁目ほか
平成 21 年度	鈴川町一丁目ほか
平成 23 年度	印役町一丁目ほか
平成 25 年度	双月町三丁目ほか
平成 26 年度	下条町一丁目ほか
平成 27 年度	銅町二丁目ほか
平成 28 年度	大野目一丁目ほか
平成 31 年度	七日町二丁目ほか
令和2年度	大手町ほか
令和3年度	鉄砲町一丁目ほか

3. 急傾斜地崩壊危険箇所調査表<抜粋>

急傾斜地崩壊危険箇所調査表<抜粋>

	保全対象	人家戸数が	5 戸以上又(は公共的建	象	平成15年4月1日現在 県土木部河川砂防課				
箇所番号	箇所名	大字	小字	延長 (m)	勾配 (°)	高さ (m)	横断形状	表土の厚さ (cm)	地盤の状況	湧き水の 有無
1	若木	若木		200	51	15	オーバーハング有り	100	強風化岩	無
2	平石水	上東山	平石水	230	46	100	斜面全体に凹凸	100	軟岩	無
3	双月新町	双月新町		290	32	56	オーバーハング有り	100	崩積土	無
4	和合	和合三丁目		300	35	28	平坦な斜面	100	崩積土	無
5	上山家	上山家		300	40	40	斜面上部に凹凸	50	強風化岩	無
6	風間 (1)	風間		470	39	40	斜面全体に凹凸	100	強風化岩	無
7	風間 (2)	風間		400	41	80	平坦な斜面	50	強風化岩	無
8	山寺 (1)	山寺		345	40	50	斜面全体に凹凸	100	強風化岩	有
9	山寺 (2)	山寺	宮崎	290	30	150	斜面全体に凹凸	100	強風化岩	有
10	所部 (1)	山寺	所部	310	45	20	平坦な斜面	100	強風化岩	無
11	休石	下東山	休石	230	35	130	平坦な斜面	30	強風化岩	無
12	山寺 (3)	山寺		310	37	30	平坦な斜面	100	崩積土	無
13	馬形	山寺	馬形	220	34	30	平坦な斜面	100	強風化岩	有
14	荻の窪	門伝	荻の窪荻の窪	120	45	15	平坦な斜面	100	強風化岩	無
15	村木沢	村木沢	山王	200	40	40	平坦な斜面	100	強風化岩	無
16	菅沢	菅沢		140	31	50	斜面下部に凹凸	100	火山破屑物	無
17	西向	長谷堂	西向	950	30	40	平坦な斜面	100	強風化岩	有
18	松山	松山三丁目		150	32	16	オーバーハング有り	100	強風化岩	有
19	熊の前	松波	熊の前	110	30	124	平坦な斜面	100	崩積土	無
20	新山 (3)	新山		170	38	60	平坦な斜面	100	硬岩	無
21	岩波 (1)	岩波		135	36	60	斜面全体に凹凸	100	火山破屑物	無
22	岩波 (2)	岩波	岩波	200	32	60	斜面下部に凹凸	100	強風化岩	無
23	岩波 (3)	岩波		160	34	42	平坦な斜面	100	強風化岩	無
24	滑川 (1)	滑川		100	43	90	斜面全体に凹凸	100	軟岩	無
25	町浦 (1)	蔵王飯田	町浦	350	32	25	平坦な斜面	50	強風化岩	無
26	町浦 (2)	蔵王成沢	町浦	590	31	38	平坦な斜面	100	強風化岩	有
27	町浦 (3)	蔵王成沢	町浦	680	32	36	平坦な斜面	50	強風化岩	無
28	寺山	蔵王半郷	寺山	40	31	14	斜面全体に凹凸	100	崩積土	無
29	妙見寺	妙見寺		280	46	33	平坦な斜面	100	強風化岩	無
30	堰神	蔵王温泉	堰神	100	45	25	平坦な斜面	100	軟岩	無
31	蔵王温泉(1)	蔵王温泉		265	30	25	平坦な斜面	100	強風化岩	有
32	釈迦堂	釈迦堂		170	40	34	斜面全体に凹凸	100	強風化岩	無

4. 山形市地籍調査事業計画(平成17年度策定)

概要 1) 策定年度:平成17年度 2) 調査対象面積:239.46 km²(A-B-C) ※うち「平地・集落部 | 112.66 km² ※うち「山林部」 126.80 km² A: 市全面積: 山形市の統計より (381.58 km²) B: 国有林面積 83.78 km (山形市の統計より) 湖沼・河川面積 6.08 km (山形市国土利用計画「水面面積」より) C: 既地籍調查済面積 15.50 km² ほ場整備・区画整理等で現地と図面が一定程度合っている面積 36.76 km²、 3)調查期間 平成 18 年度から令和 11 年度の 24 年間 4)総事業費 約 108 億円 ①算出方法:1km あたり 45,000 千円で算出 「平地・集落部 | 112.66 km² (調査面積) ×45,000 千円 ≒50 億 126.80 km (調査面積) ×45,000 千円≒58 億 「山林部」 ②負担内訳:国)50% 県)25% 市)25% →国)約54億 県)約27億 市)約27億 5)計画事業量 「平地・集落部 | 112.66 km² (期間 15 年間:年間約 7.5 km²) 「山林」 126.80 km² (期間 9 年間:年間約 14 km²/年)=239.46 km² (24 年間) 6)調査順序 ①「周辺農村部」、「市街地」から調査を開始し、その後「山林部」を調査します。 ②「周辺農村部」の進め方 北部地区と南部地区の2地区から開始し、時計回りの順序で調査を実施します。 【北部・東部方面】大郷→明治→出羽→楯山→高瀬→山寺→千歳→鈴川→東沢→滝山→蔵王 【南部・西部方面】南山形→本沢→西山形→村木沢→大曽根→南沼原→飯塚→椹沢→金井 :調査完了している地区。 X : R5 年度現在、調査着手している地区。

5. 山形市土砂災害ハザードマップ



6. 山形市洪水ハザードマップ



7. 山形市ため池ハザードマップ



